



# 埼玉県報

第 3018 号  
平成 30 年(2018 年)  
7 月 10 日  
火曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例のあらまし（税務課）
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例のあらまし（生活衛生課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（保健体育課）

### 条例

- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例（税務課）
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（保健体育課）

### 規則

- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）

### 告示

- 第 4 次県庁 LAN システム構成機器賃貸借及び運用管理業務委託に関する落札者等の公示（情報システム課）
- 農業振興地域の区域の変更（農業政策課）
- 森林法第 189 条の規定に基づく告示（森づくり課）
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 坂戸都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 坂戸都市計画下水道の変更（都市計画課）
- さいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）

平成 30 年(2018 年)7 月 10 日

- 県立日高特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告（特別支援教育課）
- 県立川口特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告（特別支援教育課）
- 県立春日部特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告（特別支援教育課）
- 県立三郷特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告（特別支援教育課）
- 県立上尾かしの木特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告（特別支援教育課）
- 県道中新田入間川線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（税務課）

### 一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、県たばこ税の税率を引き上げる等を行う。

### 二 内容

#### (一) 個人県民税

個人県民税の調整控除の対象者を、合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者とする。

#### (二) 県たばこ税

ア 県たばこ税の税率等について、以下の措置を講じる。

(ア) 県たばこ税の税率を平成三十年十月一日から平成三十三年十月一日まで段階的に引き上げる。

(イ) 税率の引上げに伴い、手持ち品課税を実施する。

イ 加熱式たばこの課税方式について、重量の要素を見直すとともに、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式に改め、平成三十年十月一日から平成三十四年十月一日まで段階的に移行する。

### 三 施行期日

二(一)については、平成三十三年一月一日

二(二)アについては、平成三十年十月一日、平成三十二年十月一日、平成三十三年十月一日に段階的に施行

二(二)イについては、平成三十年十月一日から平成三十四年十月一日まで毎年十月一日に段階的に施行

## 本号で公布された条例のあらまし

旅館業法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十二号）（生活衛生課）

### 一 趣旨

旅館業法等の一部改正を踏まえ、旅館業の施設の衛生措置の基準及び構造設備の基準を改めるとともに、規定の整備をするものである。

### 二 内容

- (一) 採光及び照明の措置基準を改正
- (二) ホテル営業の構造設備基準を削除し、旅館営業の基準を元にホテル営業及び旅館営業を統合した旅館・ホテル営業の構造設備基準に改正
- (三) 和式の構造設備基準の削除
- (四) 旅館・ホテル営業の玄関帳場の受付台の数値基準を削除
- (五) 直接面接せずに宿泊手続きを行う設備を有しないという基準の削除
- (六) 政省令と矛盾している客室の面積規定を削除

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十三号）（保健体育課）

### 一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額の改定等をするための改正

### 二 内容

補償基礎額、介護補償の額の改定及びその他規定の整備

### 三 施行期日

公布の日

ただし、その他規定の整備は、平成三十一年四月一日

## 条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十一号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第一項中「消費等」の下に「(第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。)」を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に $\circ \cdot 八$ を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に $\circ \cdot 二$ を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に $\circ \cdot 二$ を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則で定めるものに係る部分の重量を除く。)の $\circ \cdot 四$ グラムをもつて紙巻たばこの $\circ \cdot 五$ 本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として施行令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの $\circ \cdot 五$ 本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ  
当該小売定価に相当する金額(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和五十九年法律第

七十二号)第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

第三十三条の四中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

第二条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第三条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第二十五条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第三十三条の三第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。

第三十三条の四中「九百三十円」を「千円」に改める。

第四条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第三項中「〇・四」を「〇・二」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第三十三条の四中「千円」を「千七十円」に改める。

第五条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

(埼玉県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 埼玉県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年埼玉県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「は、改正後の条例」を「は、埼玉県税条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第二十項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改める。

附則第二十一項の表以外の部分中「第十五項」の下に「(第三号を除く。)」を加え、同項の表附則第十項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表附則第十二項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同表附則第十三項の項中「平成三十一

年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表附則第十五項の項中「平成二十八年四月一日」の下に「から同年十二月三十一日まで」を加え、「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び附則第十一項の規定 平成三十一年十月一日

二 第三条中埼玉県税条例第三十三条の三第三項及び第三十三条の四の改正規定並びに附則第十二項から第十九項までの規定 平成三十二年十月一日

三 第三条中埼玉県税条例第二十五条の改正規定及び次項の規定 平成三十三年一月一日

四 第四条及び附則第二十項から第二十七項までの規定 平成三十三年十月一日

五 第五条及び附則第二十八項の規定 平成三十四年十月一日

### (個人の県民税に関する経過措置)

2 前項第三号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例第二十五条の規定は、平成三十三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

### (県たばこ税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

4 平成三十年十月一日前に埼玉県税条例第三十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費税等(同条例第三十三条の五第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。)が行われた地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号。以下「地方税法等改正法」という。)(第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十四条第一号に規定する製造たばこ(埼玉県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年埼玉県条例第四十四号)附則第七項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項、次項及び附則第九項において「製造たばこ」という。))を同日に販売のため所持する埼玉県税条例第三十三条第一項に規定する卸売販売業者等(以下「卸売販売業者等」という。))又は地方税法等改正法第一条の規定による改正後の地方税法(次項第一号及び附則第十三項において「新法」という。)(第七十四条第一項第四号に規定する小売販売業者(以下「小売販

売業者」という。)がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

5 前項の規定により県たばこ税を課されることとなる者は、その者が卸売販売業者等である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(新法第七十四条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号、附則第十四項第一号及び附則第二十二項第一号において同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

6 附則第四項の規定により県たばこ税を課されることとなる者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十三条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

7 附則第五項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。

8 附則第四項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第一条の規定による改正後の埼玉県税条例(以下この項において「新条例」という。)第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の三第二項及び第三項、第三十三条の六、第三十三条の九の二並びに第三十三条の十の規定

を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十三條の 三第二項	前項	埼玉県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年埼玉県条例第三十一号。次項及び第三十三條の九の二第一項において「平成三十年改正条例」という。）附則第四項
第三十三條の 三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第四項
第三十三條の 九の二第一項	第三十三條の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第五項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十年十月三十一日

9 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第四項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、埼玉県税条例第三十三條の八の規定に準じて、同條の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第三十三條の七の規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

10 附則第四項の規定により課する県たばこ税の賦課徴収に関する事務のうち、次に掲げるものについては、平成三十年十月一日から平成三十一年四月一日までの間に限り、埼玉県税条例第四條第二項第三号の規定にかかわらず、附則第五項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を所管する県税事務所（埼玉県自動車税事務所を除く。）の長に委任するものとする。

- 一 附則第五項の規定により提出された申告書の受理に関する事務
- 二 調査に関する事務

11 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

12 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

13 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた新法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

14 前項の規定により県たばこ税を課されることとなる者は、その者が卸売販売業者等である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、施行規則で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

15 附則第十三項の規定により県たばこ税を課されることとなる者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十五条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

16 附則第十四項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額

を納付書によって納付しなければならない。

17 附則第十三項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例（以下この項において「平成三十二年十月新条例」という。）第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の三第二項及び第三項、第三十三条の六、第三十三条の九の二並びに第三十三条の十の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成三十二年十月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十三条の三第二項	前項	埼玉県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年埼玉県条例第三十一号。次項及び第三十三条の九の二第一項において「平成三十年改正条例」という。）附則第十三項
第三十三条の三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第十三項
第三十三条の九の二第一項	第三十三条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第十四項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十二年十一月二日

18 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第十三項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、埼玉県税条例第三十三条の八の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第三十三条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

19 附則第十三項の規定により課する県たばこ税の賦課徴収に関する事務のうち、

次に掲げるものについては、平成三十二年十月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に限り、埼玉県税条例第四条第二項第三号の規定にかかわらず、附則第十四項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を所管する県税事務所（埼玉県自動車税事務所を除く。）の長に委任するものとする。

一 附則第十四項の規定により提出された申告書の受理に関する事務

二 調査に関する事務

20 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

21 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

22 前項の規定により県たばこ税を課されることとなる者は、その者が卸売販売業者等である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、施行規則で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

23 附則第二十一項の規定により県たばこ税を課されることとなる者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十六条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十二項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該前項の規定による申告書は、

知事に提出されたものとみなす。

24 附則第二十二項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。

25 附則第二十一項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第四条の規定による改正後の埼玉県税条例（以下この項において「平成三十三年新条例」という。）第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の三第二項及び第三項、第三十三条の六、第三十三条の九の二並びに第三十三条の十の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成三十三年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十三条の三第二項	前項	埼玉県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年埼玉県条例第三十一号。次項及び第三十三条の九の二第一項において「平成三十年改正条例」という。）附則第二十一項
第三十三条の三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第二十一項
第三十三条の九の二第一項	第三十三条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第二十二項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十三年十一月一日

26 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第二十一項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、埼玉県税条例第三十三条の八の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第三十三条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、施行

規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

27 附則第二十一項の規定により課する県たばこ税の賦課徴収に関する事務のうち、次に掲げるものについては、平成三十三年十月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に限り、埼玉県税条例第四条第二項第三号の規定にかかわらず、附則第二十二項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を所管する県税事務所（埼玉県自動車税事務所を除く。）の長に委任するものとする。

一 附則第二十二項の規定により提出された申告書の受理に関する事務

二 調査に関する事務

28 附則第一項第五号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

## 条 例

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十二号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「法第四条第二項の規定により定める」を削る。

第三条中「施設の床面（畳等にあつては、その面）における照度が当該各号に掲げる」を削り、同条各号を次のように改める。

- 一 採光及び照明の設備は、定期的に保守点検し、その機能を有効に保つこと。
- 二 採光及び照明の設備は、定期的に清掃し、常に清潔にしておくこと。

第五条第一号イ中「毎日一回以上」を「定期的に」に改め、同条第二号中「フロント」を削り、「毎日一回以上」を「定期的に」に改める。

第六条中「ホテル営業、旅館営業及び下宿営業にあつては三、五平方メートルにつき一人、簡易宿所営業にあつては一、五平方メートルにつき一人を基準」を「次の各号に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 旅館・ホテル営業及び下宿営業にあつては、客室の床面積三・五平方メートルにつき一人を基準とする。

二 簡易宿所営業（法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人以上としたものに限る。）にあつては、寝室その他宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の面積一・五平方メートルにつき一人を基準とする。

第九条を削る。

第十条の見出し中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「令第一条第二項第十号」を「旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百五十二号。以下「令」という。）第一条第一項第八号」に、「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、第二号を削り、同条第三号中「特定用途鏡」を「横臥<sup>が</sup>している人の姿態を映すための鏡（以下この号及び次条第二号において「特定用途鏡」という。）」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号中「フロント又は玄関帳場その他これらに類する設備」を「玄関帳場を設置する場合」に改め、同号口中「宿泊手続」を「宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し、客室の鍵の授受その他の宿泊に関する手続」に改め、同号中ハを削り、ニをハとし、同条を同条第三号とし、同条中第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同条第九号ハ中

「電磁的方法」の下に「（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。次条第六号ハにおいて同じ。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条を第九条とする。

第十一条中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に改め、第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第三号とし、第九号から第十一号までを五号ずつ繰り上げ、同条を第十条とする。

第十二条中「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条を第十一条とする。

第十三条中「第九条第三号、第四号ニ、第五号及び第十号、第十条第三号、第四号ニ、第五号及び第九号並びに第十一条第五号、第六号ニ、第七号及び第十一号」を「第九条第二号、第三号ハ及び第七号並びに第十条第二号及び第六号」に改め、同条第一号ハ中「の収容施設」を「を入院させるための施設」に改め、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十三号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十万五千三百十円」を「十万五千二百九十円」に改め、同項第二号中「五万七千百十円」を「五万七千九十円」に改め、同項第三号中「五万二千五百七十円」を「五万二千六百五十円」に改め、同項第四号中「二万八千五百六十円」を「二万八千六百円」に改める。

別表中

六、一三〇円	七、八九三元	九、五二〇円	一〇、七六三元
五、一七〇円	六、一四八円	六、八三八円	七、九九五円

一一、六二〇円	一二、三六三元
八、八八八円	九、三五〇円

を

六、一六〇円	七、九二三円	九、
五、一九五円	六、一七五円	六、

五五〇円	一〇、七八八円	一一、六三三元	一二、三七五円
八六〇円	八、〇一三元	八、八九八円	九、三六〇円

に改め、同表の

備考第二号(一)中「卒業した」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の備考第二号(一)の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第七条の二第二項の規定は、平成三十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、平成二十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた

公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

# 規則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第五十一号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第四条の二第二号」を「第四条の二第三項第二号」に改める。

第八条第一項中「第九条第六号ロ、第十条第六号イ、第十一条第八号イ及び第十二条第三号イ」を「第九条第四号イ、第十条第三号イ及び第十一条第一号イ」に改め、同項ただし書中「法第三条第一項本文の許可を行う者（次項において「許可権者」という。）」を「保健所長」に改め、同項の表第二号中「散乱光測定法又は」を「連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による」に改め、同条第二項ただし書中「許可権者」を「保健所長」に改め、同項の表第一号中「散乱光測定法又は」を「連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による」に改める。

第十一条中「第十四条」を「第十三条」に改める。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に

「3 営業の種類別

ホテル営業、

旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業

を

3 営業の種類別

旅館・ホテル営業、  
簡易宿所営業の

業 簡易宿所営業 下宿営業  
場合にあつては、宿泊者の数（ 人）

に「立体図」を「立面図」に改める。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に、「第3条第2項第1号又は第2号」を「第3条第2項各号（第7号を除く。）」に改める。

様式第七号及び第八号中「あて先」を「宛先」に

「ホテル営業、旅館営業、

簡易宿所営業、下宿営業

を

旅館・ホテル営業

簡易宿所営

下宿営

業 に改める。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整

をして使用することができる。

# 告 示

## 埼玉県告示第七百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

第4次県庁LANシステム構成機器賃貸借及び運用管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課ネットワーク・セキュリティ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年5月16日

4 落札者の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号 J P  
タワー

5 落札金額

2,157,826,953円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年4月3日

# 告 示

## 埼玉県告示第七百六十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、鶴ヶ島農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

別図

地番界  
大字太田ヶ谷176-2、  
79-2番地

市道314-2号線

市道311号線

市道315号線

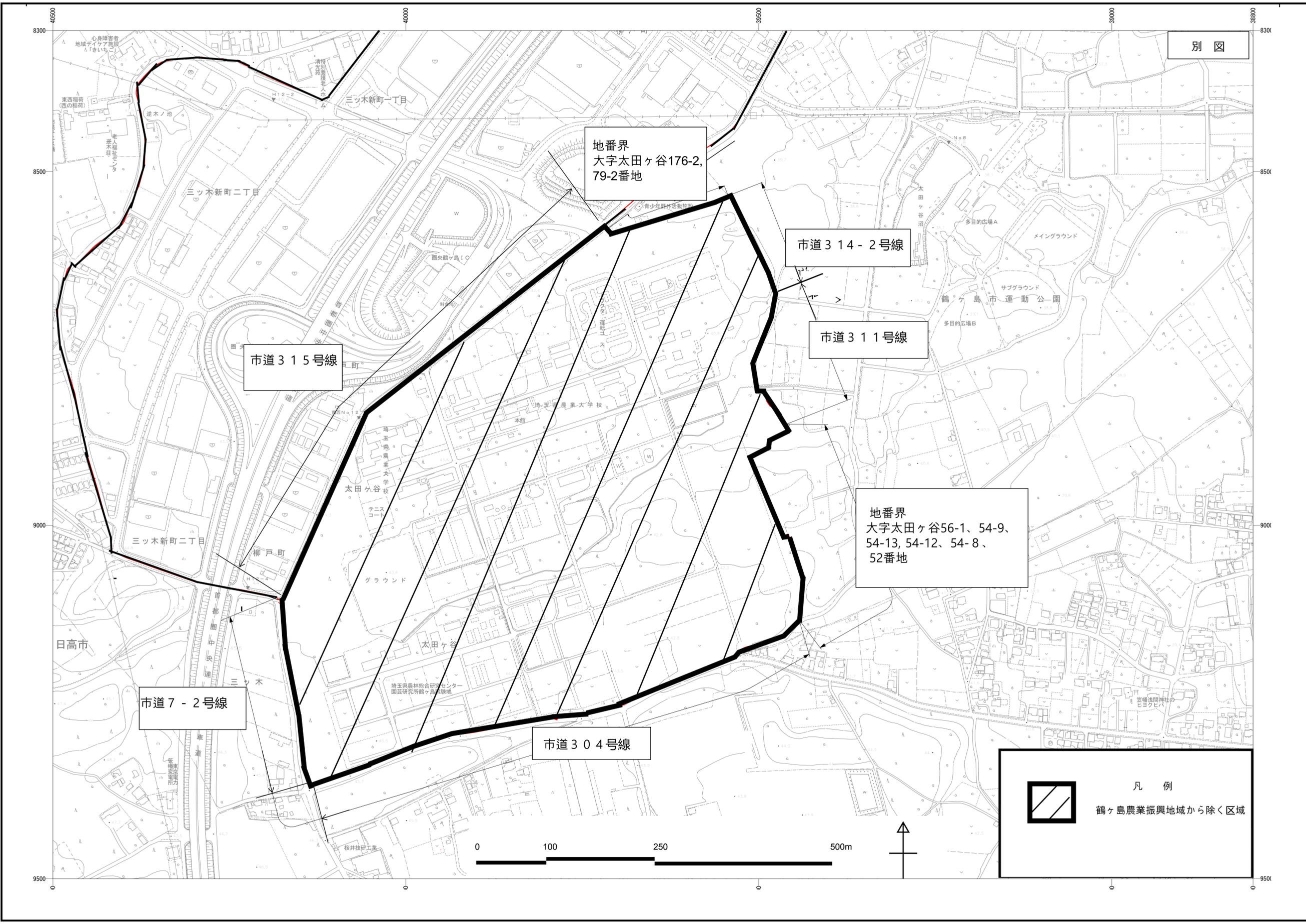
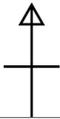
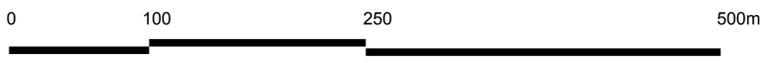
地番界  
大字太田ヶ谷56-1、54-9、  
54-13、54-12、54-8、  
52番地

市道7-2号線

市道304号線



凡例  
鶴ヶ島農業振興地域から除く区域



## 告 示

埼玉県告示第七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を秩父市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 所在が不明な者の氏名（又は名称）
  - 浅見初次、新井ヨシ子、大野傳十郎、大村雅幸、加藤三郎、株式会社ケイ・アール・シー、木村知生、清川芳三郎、黒澤清二、佐藤一英、澤登誠、杉本稜子、高木愛三、田口タキ、千島春子、千島秀之、富田美枝、中基至、廣川原森林組合、松浦靖明、丸益産業株式会社、峰岸邦江、峰岸奈津子、峰岸政光、山中矩一、山中憲治、山中輝男、山中春男、山中秀晴、湯浅梅太郎、小河友義、山中藤三郎
- 二 通知の要旨
  - イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
  - ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成三十年六月十九日付埼玉県告示第六百九十四号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。

# 告 示

## 埼玉県告示第七百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年七月四日認可した。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

葛西・羽生領島中領土地改良区連合

### 二 事務所所在地

幸手市

# 告 示

## 埼玉県告示第七百六十六号

測量計画機関である鳩山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

鳩山町

### 二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

### 三 作業地域

鳩山町

### 四 作業期間

平成三十年六月十二日から平成三十一年三月二十二日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第七百六十七号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

さいたま市

### 二 作業種類

公共測量（区域線測量業務（H三十北部一〇二十七））

### 三 作業地域

さいたま市北部建設事務所管内

### 四 作業期間

平成三十年五月十五日から平成三十一年三月八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第七百六十八号

測量計画機関である熊谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

熊谷市

### 二 作業種類

公共測量（二、四級基準点測量、現況測量、地区界測量）

### 三 作業地域

熊谷市佐谷田地内

### 四 作業期間

平成三十年七月二十日から平成三十一年三月二十九日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第七百六十九号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

上尾市及びその周辺

四 作業期間

平成三十年十月一日から平成三十一年三月十五日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第七百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、坂戸都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第七七七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、坂戸都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第七七七十二号

さいたま市からさいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第七百七十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上田清司

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成三十年七月十八日午前十一時	平物産株式会社	荻久保 左内	埼玉県入間郡越生町大字古池六四番地一

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館三〇五会議室

## 告 示

### 埼玉県告示第七百七十四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県北足立郡伊奈町大字大針五百六十八番地二十一

鈴木 恒洋

二 取消年月日

平成三十年七月四日

## 告 示

### 埼玉県告示第七七七十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目百六十番地四

株式会社MS

二 指定年月日

平成三十年七月四日

# 告 示

## 埼玉県告示第七百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立日高特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成31年1月1日（火）から平成35年12月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

### (5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示（平成30年埼玉県告示第549号）に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 栄戸 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎10階教育局ヒアリング室 平成30年8月23日（木）午前9時15分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成30年8月22日（水）午後5時（必着）

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に平成30年 8 月 2 日 (木) 午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第106号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成30年 7 月 20 日 (金) 午後 5 時まで、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Hidaka School for Special Needs"

(2) Time-limit for tender: 9:15 a.m., August 23, 2018(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 22, 2018)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

## 告 示

### 埼玉県告示第七七七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立川口特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成31年1月1日（火）から平成35年12月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

### (5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示（平成30年埼玉県告示第549号）に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 栄戸 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎10階教育局ヒアリング室 平成30年8月23日（木）午前9時45分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成30年8月22日（水）午後5時（必着）

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に平成30年 8 月 2 日 (木) 午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第106号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成30年 7 月 20 日 (金) 午後 5 時まで、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Kawaguchi School for Special Needs"

(2) Time-limit for tender: 9:45 a.m., August 23, 2018(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 22, 2018)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

## 告 示

### 埼玉県告示第七七七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立春日部特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成31年1月1日（火）から平成35年12月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

### (5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示（平成30年埼玉県告示第549号）に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 栄戸 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎10階教育局ヒアリング室 平成30年8月23日（木）午前10時15分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成30年8月22日（水）午後5時（必着）

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に平成30年 8 月 2 日 (木) 午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第106号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成30年 7 月 20 日 (金) 午後 5 時まで、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Kasukabe School for Special Needs"

(2) Time-limit for tender: 10:15 a.m., August 23, 2018(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 22, 2018)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

## 告 示

### 埼玉県告示第七七七十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立三郷特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成31年1月1日（火）から平成35年12月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

### (5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示（平成30年埼玉県告示第549号）に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 栄戸 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎10階教育局ヒアリング室 平成30年8月23日（木）午前10時45分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成30年8月22日（水）午後5時（必着）

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に平成30年 8 月 2 日 (木) 午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第106号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成30年 7 月 20 日 (金) 午後 5 時まで、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Misato School for Special Needs"

(2) Time-limit for tender: 10:45 a.m., August 23, 2018(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 22, 2018)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

# 告 示

## 埼玉県告示第七百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立上尾かしの木特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成31年1月1日（火）から平成35年12月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

### (5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示（平成30年埼玉県告示第549号）に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 栄戸 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎10階教育局ヒアリング室 平成30年8月23日（木）午前11時15分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成30年8月22日（水）午後5時（必着）

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に平成30年 8 月 2 日 (木) 午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第106号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成30年 7 月 20 日 (金) 午後 5 時まで、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Ageo kashinoki School for Special Needs"

(2) Time-limit for tender: 11:15 a.m., August 23, 2018(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 22, 2018)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年七月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月十日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

<p>路線名</p>	<p>中新田入間川線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>狭山市大字東三ツ木字西原二五一番四地先から同市大字東三ツ木字西原二五二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年七月十日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十五年六月十四日埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長八〇・〇〇メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県選管告示第二十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三十年七月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成三十年七月十七日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他